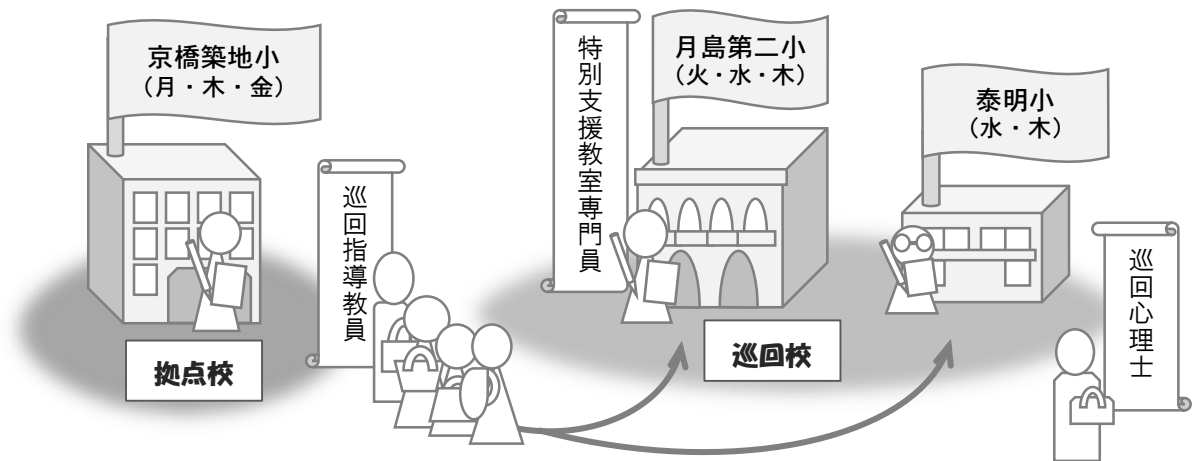


特別支援教室 しおかぜ 教室案内

R 4 . 4 月 版

特別支援教室とは・・・

学級に在籍のまま、週に数時間、児童の実態に応じて特別な教育を受けるために通う教室です。中央区内の全小学校に設置され、地域ごとに拠点校から教員が巡回して指導を行います。



※通室児童数により、巡回の日数が複数になります。

巡回指導教員：拠点校から巡回校に出向き、特別支援教室で指導します。

特別支援教室専門員：各校1名が配置され、教員間の連絡調整や教材作成、児童の行動観察及び記録などをします。

巡回心理士：月に1回程度児童の行動観察をして実態を把握し、教員に指導上の配慮等について助言します。

特別支援教室で行う指導とは・・・

通常の学級に在籍していて、学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする児童に対し、学習・生活上の困難を克服するための指導（自立活動）を行っています。学級担任、保護者、関係機関と連携して、特別支援教室での指導の方針や内容、在籍学級での適応状況等の共通理解を図り、協力して支援します。

一部特別な指導を必要とする児童とは・・・

学校で現れる課題の一例として、以下のようなものがあります。

- ・コミュニケーションがうまく図れない。
- ・相手の立場になって考えることが難しい。
- ・注意を集中し続けることが難しい。
- ・授業中に席を離れてしまう、質問が終わらないうちに答えてしまう。
- ・読む、書く、聞く、話す、計算する、推論するなどの特定の能力の習得が難しい。
- ・自宅で家族と話をするが、学校などの特定の場面では話をすることがほとんどない。

※これらの実態は、知的障害をもつ児童にも見られます。知的障害がある児童は、特別支援教室の指導の対象になりません。

指導形態

(1) 個別指導

- ・児童の実態にあった課題を設定し、スモールステップで問題解決の方法を学ぶことができるようにします。
- ・活動の振り返りを通して自分自身の特性やよさに気づき、自信をもって学校生活を送ることができるようにします。
- ・注視、傾聴、着席などの基本的な学習態度を身に付けたり、つまずきに合わせた学習の補充を行ったりすることで学習に意欲をもつことができるようにします。

(2) 小集団指導

- ・運動、制作、遊び等の児童が興味をもちやすい活動を通して、自分の思いを伝えたり友達の思いを聞いたりする方法を体験的に学習できるようにします。
- ・集団で活動するときに必要なマナーやルールを知り、それを守って友達と楽しく遊べた経験を重ねることで集団参加のスキルを身に付けることができるようにします。
- ・他者を意識したり、場の状況に応じた適切な言葉で気持ちを伝えたりする方法を知り、実践することができるようにします。

*学級支援・行動観察

- ・指導時数には入りませんが、在籍学級でも行動観察や声かけを行います。特別支援教室で身につけたスキルを在籍学級で実践できるようにします。

指導時間・内容(例)

	火曜日		木曜日	
校時	Aさん 1年生 (週1回2時間)	Bさん 2年生 (週2回2時間)	Cさん 5年生 (週1回1時間)	
1		学級支援・行動観察 (在籍学級)	特別支援教室に来て指導を受けるとき以外は、普段通り在籍学級で過ごします。	
2	個別指導 (特別支援教室)			
3	小集団指導 (特別支援教室)	小集団指導 (特別支援教室)		
4			個別指導 (特別支援教室)	学級支援・行動観察 (在籍学級)
5	学級支援・行動観察 (在籍学級)			個別指導 (特別支援教室)
6				

※指導時数や内容は、児童の実態に合わせて学級担任や保護者と相談の上、決定します。

通室についての相談・申込みは・・・

- ① 通室については、学校(学級担任、特別支援教室巡回指導教員、スクールカウンセラー等)にご相談ください。
- ② 体験入室、行動観察等を経て、中央区教育委員会の通級・通室調整会議において入室判定をいたします。入室決定後は、校内で協議の上、指導時数等を決定いたします。
- ③ 入室は原則として年度始めとなっています。年度途中の入室もできますが、人数の関係によりできないときもあります。また、原則の指導期間は1年間です。

入室申込書の提出期限は 4月入室の場合は、前年度 1月末日

9月入室の場合は、本年度 6月末日

11月入室の場合は、本年度 9月末日

1月入室の場合は、本年度11月末日 です。